

堺市公報 第280号	令和5年9月8日発行
<b>堺市公報</b>	発行
	堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<b>&lt;規則&gt;</b>	
○堺市狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則 【健康福祉局保健所動物指導センター】	3
<b>&lt;告示&gt;</b>	
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の構造等の変更許可申請について 【環境局環境保全部環境対策課】	3
○土壌汚染対策法第11条第1項に基づく形質変更時要届出区域の指定について 【環境局環境保全部環境対策課】	10
○路上喫煙等禁止区域における喫煙所の指定について 【環境局環境事業部環境業務課】	12
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の指定 について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	15
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の廃止 について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	16
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の所在 地変更について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	17
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の指定 について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	17
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留	

邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の廃止  
について

【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 18

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留  
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の名称  
変更について

【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 19

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留  
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の所在  
地変更について

【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 20

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留  
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の指定  
について

【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 21

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留  
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の所在  
地の変更について

【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 22

○道路法に基づく市道路線の認定及び廃止について

【建設局土木部路政課】…………… 22

○道路法に基づく市道の区域決定及び供用開始について

【建設局土木部路政課】…………… 26

<公告>

○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け  
る調達契約に係る落札者等について

【環境局カーボンニュートラル推進部脱炭素先行地域推進室】…………… 28

○堺市環境影響評価条例に基づく事後調査報告書の提出について

【環境局環境保全部環境共生課】…………… 29

○令和5年度第1回堺市都市計画公聴会の開催について

【建築都市局都市計画部都市計画課】…………… 30

○都市計画法に基づく工事の完了について

【建築都市局開発調整部宅地安全課】…………… 31

○都市計画法に基づく工事の完了について

【建築都市局開発調整部宅地安全課】…………… 32

<上下水道局公告>

○堺市指定給水装置工事事業者規程に基づく指定給水装置工事事業者の廃止について

【上下水道局サービス推進部給排水設備課】…………… 33

## 規 則

堺市狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年9月8日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第57号

### 堺市狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則

堺市狂犬病予防法施行細則（平成5年規則第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第5条ただし書」を「第5条第1項ただし書」に改める。

様式第2号中「年度」を削る。

#### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、公布の日から施行する。

## 告 示

堺市告示第329号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定による特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、同条第3項において準用する同法第5条第4項の規定により、その概要を次の1のとおり告示する。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果

に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次の2のとおり縦覧に供する。

令和5年9月8日

堺市長 永 藤 英 機

1 申請の概要

(1) 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

ダイキン工業株式会社

大阪市北区中崎西2丁目4番12号 梅田センタービル

代表取締役社長兼CEO 十河 政則

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

ダイキン工業株式会社 堺製作所 臨海工場

堺市西区築港新町3丁目12番地

(3) 汚水等の処理施設に関する事項

ア 種類及び使用開始年月日

別表1のとおり

イ 構造及び能力並びに汚水等の処理の方法

別表1のとおり

ウ 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間並びに使用時間の季節的変動

別表1のとおり

エ 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常の数値及び最大の数値

別表1のとおり

オ 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常の数値及び最大の数値

別表1のとおり

(4) 排出水の汚染状態及び量

別表2のとおり

2 縦覧の場所及び期間

(1) 場所

堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館4階

環境局環境保全部環境対策課

(2) 期間

令和5年9月8日から同月29日まで

ただし、堺市の休日に関する条例（平成2年条例第20号）第2条第1項に規定する  
休日を除く。

(3) 時間

午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時30分まで

別表1

変更前後の区分	変更前				変更後				
	通常		最大		通常		最大		
	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	
種類	No.1廃水処理施設								
使用開始年月日	昭和53年9月30日								
構造	鉄筋コンクリート								
能力	164m <sup>3</sup> /日								
汚水等の処理の方法	油分離→凝沈→濾過→吸着								
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	7:20から6:20まで、20時間/日								
使用時間の季節的変動	なし								
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区分	単位	通常	最大	通常	最大	通常	最大	
	pH	—	8.5	7.0	5.8~8.3	8.5	7.0	5.8~8.3	
	BOD	mg/l	51	15.7	20	51	15.7	20	
	COD	mg/l	121	15.7	20	121	15.7	20	
	SS	mg/l	107	20	25	107	20	25	
	油分	mg/l	235	2.7	3.0	235	2.7	3.0	
	窒素	mg/l	50	9.5	15	50	9.5	15	
	リン	mg/l	64	0.72	1.0	64	0.72	1.0	
	硝酸性窒素	mg/l	1	1	2	1	1	2	
	亜硝酸性窒素	mg/l	0	0	0	0	0	0	
	S-Fe	mg/l	4.0	1.1	1.6	4.0	1.1	5.0	1.6
	使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常量及び最大の量	m <sup>3</sup> /日	68.5	70.5	77.8	83.5	85.5	87.0	89.0

変更前後の区分	変更前				変更後(廃止)			
	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
種類	No.2廃水処理施設							
使用開始年月日	昭和53年9月30日							
構造	鉄筋コンクリート							
能力	72m <sup>3</sup> /日							
汚水等の処理の方法	合併処理→3次処理→濾過装置							
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	0:00から24:00まで、24時間/日							
使用時間の季節的変動	なし							
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区分	単位	通常		最大			
	pH	—	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	BOD	mg/l	7.0	7.0	7.0	7.0	—	—
	COD	mg/l	238	10	275	11.67	—	—
	SS	mg/l	170	10	210	11.67	—	—
	油分	mg/l	250	11.7	300	14.58	—	—
	窒素	mg/l	30	1.46	40	1.75	—	—
	燐	mg/l	60	10	120	30	—	—
	硝酸性窒素	mg/l	7.3	0.8	9.1	0.99	—	—
	亜硝酸性窒素	mg/l	30	3	40	13	—	—
		mg/l	1	0	2	0	—	—
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量	m <sup>3</sup> /日		72.0		72.0		—	

変更前後の区分	変更前				変更後(廃止)			
	区分	単位	通常	最大	通常	最大	通常	最大
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	pH	—	7.0	7.0	6.5	6.5	—	—
	BOD	mg/l	0.3	0.3	0.4	0.4	—	—
	COD	mg/l	1.35	1.35	1.6	1.6	—	—
	SS	mg/l	0.8	0.8	1	1	—	—
	油分	mg/l	5	5	6	6	—	—
	窒素	mg/l	0.5	0.5	0.6	0.6	—	—
	燐	mg/l	25	25	30	30	—	—
	S-Fe	mg/l	—	—	—	—	—	—
	使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常値及び最大の値	m <sup>3</sup> /日	5.0	5.0	6.0	6.0	—	—
	種類	限外濾過装置(濾過膜)						
使用開始年月日	平成2年2月8日							
構造	鉄							
能力	5~6m <sup>3</sup> /日							
汚水等の処理の方法	濾過膜							
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	7:20から6:20まで、20時間/日							
使用時間の季節的変動	なし							



別表2

変更前後の区分		変更前		変更後						
		No.1排水口		No.1廃水処理施設 処理水出口		No.3廃水処理施設 処理水出口		雨水専用		
排水口名	種類・項目	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	
	排水水の汚染状態	pH	7.0	6.0~8.1	7	5.8~8.3	7.00	7.00	—	—
BOD		mg/l	11.0	14.67	15.70	20.00	5.00	10.96	—	—
COD		mg/l	11.0	14.67	15.70	20.00	5.00	10.96	—	—
SS		mg/l	14.7	18.3	20.00	25.00	9.00	11.19	—	—
N-Hex		mg/l	2.0	2.2	2.70	3.00	1.12	1.34	—	—
T-N		mg/l	10.6	19.6	9.50	15.00	15.00	35.00	—	—
T-P		mg/l	0.7	1.08	0.72	1.00	0.70	0.76	—	—
ほう素		mg/l	0.2	0.5	0.10	0.20	<0.2	<0.2	—	—
ふつ素		mg/l	0.4	0.7	0.54	5.30	<0.2	<0.2	—	—
硝酸性窒素 及び亜硝酸 性窒素		mg/l	6.0	8.0	1.20	1.70	8.85	17.00	—	—
大腸菌		個/cm <sup>3</sup>	330	660	0	0	0	0	—	—
S-Fe		mg/l	0.55	0.76	1.10	1.60	0.00	0.00	—	—
排水水の量		m <sup>3</sup> /日	224.5	233.8	85.5	89.0	67.0	67.0	0	0

~~~~~

堺市告示第330号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

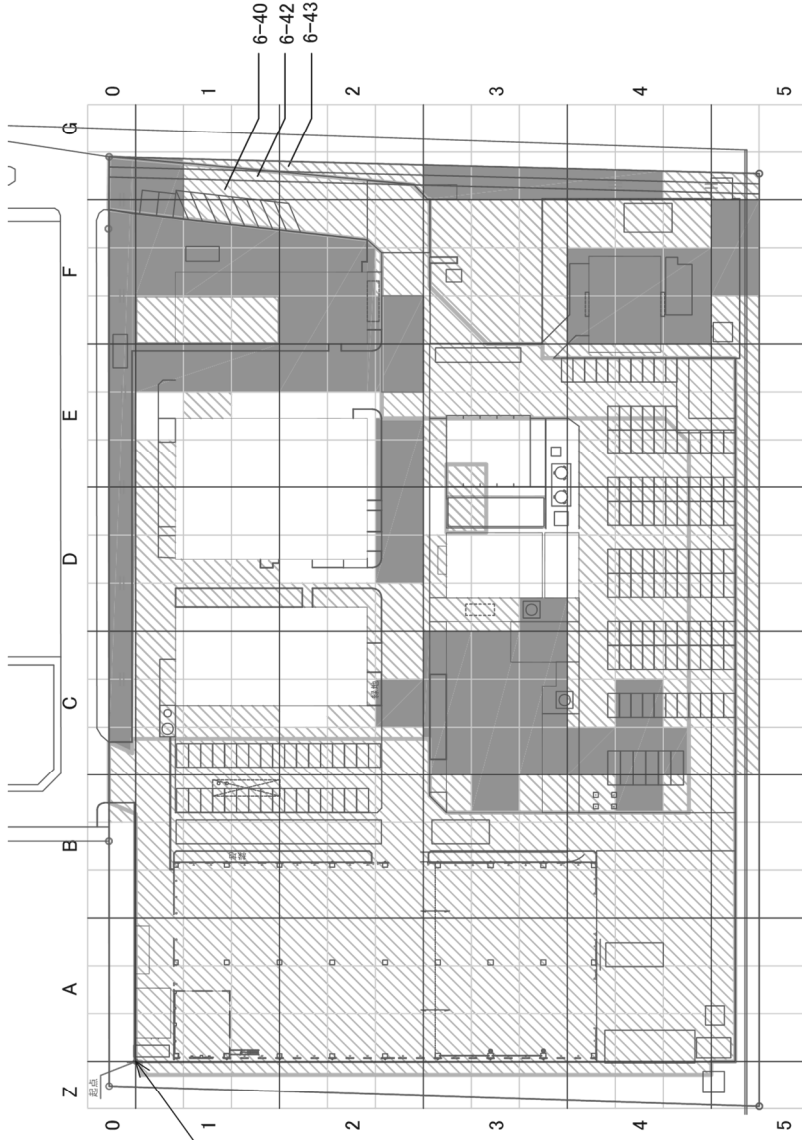
令和5年9月8日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 指定する形質変更時要届出区域  
堺市西区築港新町2丁6番40、6番42及び6番43の各々の一部（別紙図面参照）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
ふっ素及びその化合物

別紙

形質変更時要届出区域



【起点】  
 起点は以下のとおりとした。  
 (緯度34°33'43.、経度135°25'41)

【格子の回転角度】  
 起点を支点として東西方向及び  
 南北方向に引いた線並びに  
 平行に10m間隔で引いた線を  
 右に74.52度回転させて得られ  
 た線により調査地を区画した。

(凡例)

- 単位区画 (10m×10m=100㎡)
- 30m格子 (30m×30m=900㎡)
- 形質変更時要届出区域 (今回指定する区画)
- 形質変更時要届出区域 (令和5年4月28日 法指-45)

堺市告示第331号

堺市安全・安心・快適な市民協働のまちづくり条例（平成21年条例第26号）第21条第1項ただし書の規定に基づき、次のとおり路上喫煙等禁止区域における喫煙所を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

なお、平成27年告示第14号、令和3年告示第2号及び令和3年告示第38号は、廃止する。

令和5年9月8日

堺市長 永藤英機

| 名 称        | 位 置                   |
|------------|-----------------------|
| 堺東駅前指定喫煙所  | 堺区三国ヶ丘御幸通のうち別図第1で示す部分 |
| 堺駅前第1指定喫煙所 | 堺区戎島町3丁のうち別図第2で示す部分   |
| 堺駅前第2指定喫煙所 | 堺区戎島町4丁のうち別図第3で示す部分   |
| 大小路指定喫煙所   | 堺区中瓦町2丁のうち別図第4で示す部分   |

【堺東駅前指定喫煙所】

別図第1



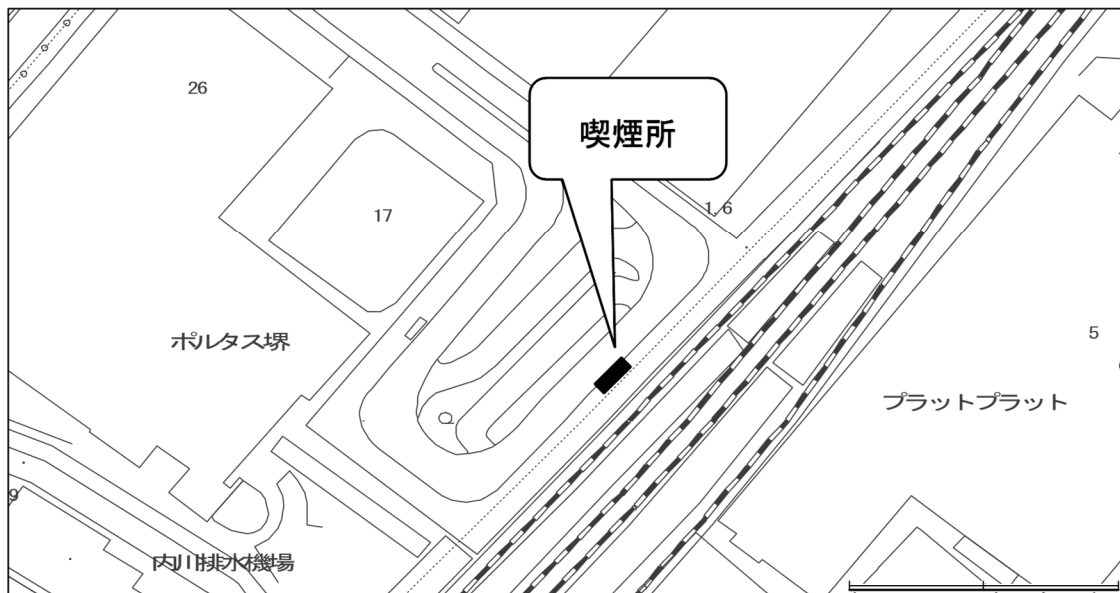
【堺駅前第1指定喫煙所】

別図第2



【堺駅前第2指定喫煙所】

別図第3



【大小路指定喫煙所】

別図第4



## 堺市告示第332号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和5年9月8日

堺市長 永藤英機

## 1 歯科

| 名称           | 所在地                 | 指定年月日    |
|--------------|---------------------|----------|
| 鳳よしむら歯科・矯正歯科 | 堺市西区鳳南町1-1-1 東勝ビル1階 | 令和5年8月1日 |
| ながた歯科クリニック   | 堺市中区大野芝町160-3       | 令和5年8月1日 |
| 筒井歯科         | 堺市南区高倉台3-8-8        | 令和5年7月1日 |

## 2 薬局

| 名称         | 所在地                     | 指定年月日    |
|------------|-------------------------|----------|
| ここいろ薬局北花田店 | 堺市北区北花田町3-29-7 澁木第一ビル1階 | 令和5年8月1日 |

## 3 訪問看護

| 名称                 | 所在地                | 指定年月日    |
|--------------------|--------------------|----------|
| 京阪神訪問看護ステーション      | 堺市堺区香ヶ丘町5-3-24-113 | 令和5年7月1日 |
| アップライト訪問看護ステーション   | 堺市西区北条町1-3-6       | 令和5年6月1日 |
| 訪問看護ステーションZ<br>i P | 堺市北区百舌鳥陵南町2-674-1  | 令和5年8月1日 |

|               |                            |          |
|---------------|----------------------------|----------|
| ライト訪問看護ステーション | 堺市堺区南花田口町1-3-7<br>あん堺東ビル2階 | 令和5年8月1日 |
|---------------|----------------------------|----------|

堺市告示第333号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和5年9月8日

堺市長 永 藤 英 機

1 診療所

| 名称        | 所在地            | 廃止年月日     |
|-----------|----------------|-----------|
| 山尾内科クリニック | 堺市東区野尻町525     | 令和5年7月31日 |
| たつだクリニック  | 堺市堺区神石市之町16-25 | 令和5年7月24日 |

2 歯科

| 名称   | 所在地          | 廃止年月日     |
|------|--------------|-----------|
| 筒井歯科 | 堺市南区高倉台3-8-8 | 令和5年6月30日 |

3 訪問看護

| 名称             | 所在地            | 廃止年月日     |
|----------------|----------------|-----------|
| 訪問看護ステーションくみのき | 堺市堺区北田出井町1-5-5 | 令和4年3月31日 |
| 訪問看護ステーションZiP  | 堺市中区東山43-1     | 令和5年7月31日 |



堺市告示第334号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和5年9月8日

堺市長 永藤英機

1 訪問看護

| 名称              | 変更前の所在地          | 変更後の所在地        | 変更年月日    |
|-----------------|------------------|----------------|----------|
| こもれば訪問看護ステーション堺 | 堺市西区浜寺石津町東3-9-24 | 堺市西区浜寺元町1-13-1 | 令和5年7月1日 |

堺市告示第335号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和5年9月8日

堺市長 永藤英機

| 事業の種類        | 事業所名称    | 所在地            | 指定年月日    |
|--------------|----------|----------------|----------|
| 介護予防居宅療養管理指導 | 医療法人宮前医院 | 堺市堺区綾之町東1-1-32 | 令和5年7月1日 |

堺市告示第336号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和5年9月8日

堺市長 永藤英機

| 事業の種類        | 事業所名称               | 所在地             | 廃止年月日     |
|--------------|---------------------|-----------------|-----------|
| 介護予防居宅療養管理指導 | たつだクリニック            | 堺市堺区神石市之町16-25  | 令和5年7月24日 |
| 居宅療養管理指導     | たつだクリニック            | 堺市堺区神石市之町16-25  | 令和5年7月24日 |
| 介護予防訪問看護     | たつだクリニック            | 堺市堺区神石市之町16-25  | 令和5年7月24日 |
| 訪問看護         | たつだクリニック            | 堺市堺区神石市之町16-25  | 令和5年7月24日 |
| 訪問介護         | 介護サービスステーションすずらん浅香山 | 堺市堺区香ヶ丘町1-13-20 | 令和5年6月30日 |

|        |                       |                         |           |
|--------|-----------------------|-------------------------|-----------|
| 訪問介護   | りんごハウスヘルパーステーション      | 堺市堺区大浜北町3-6-7 りんごハウス102 | 令和5年6月30日 |
| 訪問介護   | エスコープ大阪サポートセンターケア・ピース | 堺市南区茶山台3-22-2-109号      | 令和5年5月31日 |
| 居宅介護支援 | ケアプランセンターポールスター       | 堺市北区百舌鳥赤畑町1-6-1         | 令和5年5月18日 |

堺市告示第337号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の名称の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和5年9月8日

堺市長 永 藤 英 機

| 事業の種類      | 変更前の名称 | 変更後の名称      | 所在地                        | 変更年月日    |
|------------|--------|-------------|----------------------------|----------|
| 介護予防訪問サービス | ぐっさんち  | 介護サービスぐっさんち | 堺市西区堀上緑町2-2-24 HALE MOKU I | 令和5年5月1日 |
| 訪問介護       | ぐっさんち  | 介護サービスぐっさんち | 堺市西区堀上緑町2-2-24 HALE MOKU I | 令和5年5月1日 |

堺市告示第338号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和5年9月8日

堺市長 永藤英機

| 事業の種類      | 名称              | 変更前の所在地          | 変更後の所在地           | 変更年月日    |
|------------|-----------------|------------------|-------------------|----------|
| 介護予防訪問看護   | こもれび訪問看護ステーション堺 | 堺市西区浜寺石津町東3-9-24 | 堺市西区浜寺元町1-13-1    | 令和5年7月1日 |
| 訪問看護       | こもれび訪問看護ステーション堺 | 堺市西区浜寺石津町東3-9-24 | 堺市西区浜寺元町1-13-1    | 令和5年7月1日 |
| 介護予防訪問看護   | 訪問看護ステーションZ i P | 堺市中区東山43-1       | 堺市北区百舌鳥陵南町2-674-1 | 令和5年8月1日 |
| 訪問看護       | 訪問看護ステーションZ i P | 堺市中区東山43-1       | 堺市北区百舌鳥陵南町2-674-1 | 令和5年8月1日 |
| 介護予防訪問サービス | ななつ星介護サービス      | 堺市北区中長尾町2-3-22   | 堺市堺区南向陽町1-1-17    | 令和5年7月1日 |
| 訪問介護       | ななつ星介護サービス      | 堺市北区中長尾町2-3-22   | 堺市堺区南向陽町1-1-17    | 令和5年7月1日 |
| 居宅介護支援     | こもれびケアプラザセンター   | 堺市西区浜寺石津町東3-9-24 | 堺市西区浜寺元町1-13-1    | 令和5年7月1日 |
| 介護予防訪問サービス | こもれびケア堺         | 堺市西区浜寺石津町東3-9-24 | 堺市西区浜寺元町1-13-1    | 令和5年7月1日 |

|            |             |                  |                         |          |
|------------|-------------|------------------|-------------------------|----------|
| 訪問介護       | こもれびケア堺     | 堺市西区浜寺石津町東3-9-24 | 堺市西区浜寺元町1-13-1          | 令和5年7月1日 |
| 介護予防訪問サービス | 介護サービスぐっさんち | 堺市中区深井清水町1076-5  | 堺市西区堀上緑町2-2-24 HALMOKUI | 令和5年5月1日 |
| 訪問介護       | 介護サービスぐっさんち | 堺市中区深井清水町1076-5  | 堺市西区堀上緑町2-2-24 HALMOKUI | 令和5年5月1日 |

堺市告示第339号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり施術機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和5年9月8日

堺市長 永藤英機

1 はり・きゅう

| 施術者   | 施術所名        | 所在地           | 指定年月日     |
|-------|-------------|---------------|-----------|
| 大畑 英司 | 大畑 英司（出張専門） | 堺市中区土師町2-4-22 | 令和5年7月20日 |

2 柔道整復

| 施術者   | 施術所名       | 所在地                       | 指定年月日    |
|-------|------------|---------------------------|----------|
| 飴井 良輔 | おだ整骨院堺百舌鳥院 | 堺市北区百舌鳥陵南町3-187 ロリアン陵南1-1 | 令和5年8月1日 |

## 堺市告示第340号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定施術機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和5年9月8日

堺市長 永藤英機

## 1 あんま・マッサージ

| 施術者   | 施術所名   | 変更前の所在地                | 変更後の所在地               | 変更年月日    |
|-------|--------|------------------------|-----------------------|----------|
| 宇野 浩子 | 森指圧鍼灸院 | 大阪市北区堂島2-1-19 堂島平岡ビル8階 | 大阪市西成区天神ノ森1-17-23-503 | 令和5年8月1日 |

## 堺市告示第341号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条又は第10条第1項の規定に基づき、市道の路線を次のように認定し、又は廃止する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦覧に供する。

令和5年9月8日

堺市長 永藤英機

## 1 整理番号 別紙調書のとおり

- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 起点終点 別紙調書のとおり
- 4 重要な経過地 別紙調書のとおり

## 市道路線認定調書

| 整理番号  | 路線名       | 起終点                                  | 重要な経過地 | 付記                 |
|-------|-----------|--------------------------------------|--------|--------------------|
| 7355  | 草尾94号線    | 東区草尾368番12地先<br>東区草尾372番地先           |        | 開発に伴う寄付            |
| 7565  | 丈六39号線    | 東区丈六332番8地先<br>東区丈六332番3地先           |        | 〃                  |
| 7972  | 日置荘西216号線 | 東区日置荘西町7丁545番5地先<br>東区日置荘西町7丁689番1地先 |        | 〃                  |
| 7738  | 鳳西99号線    | 西区鳳西町2丁305番8地先<br>西区鳳西町2丁305番10地先    |        | 〃                  |
| 7599  | 金岡326号線   | 北区金岡町2187番3地先<br>北区金岡町2187番9地先       |        | 〃                  |
| 7288  | 土塔213号線   | 中区土塔町39番21地先<br>中区土塔町39番15地先         |        | 都市計画法第39条による<br>帰属 |
| 7289  | 土塔214号線   | 中区土塔町90番9地先<br>中区土塔町90番5地先           |        | 〃                  |
| 7356  | 草尾95号線    | 東区草尾301番12地先<br>東区草尾301番4地先          |        | 〃                  |
| 7564  | 丈六38号線    | 東区丈六317番5地先<br>東区丈六322番5地先           |        | 〃                  |
| 71063 | 浜寺元53号線   | 西区浜寺元町6丁893番5地先<br>西区浜寺元町6丁893番1地先   |        | 〃                  |



市道路線廃止調書

| 整理<br>番号 | 路線名    | 起<br>終<br>点<br>点                  | 重要な経過地 | 付記 |
|----------|--------|-----------------------------------|--------|----|
| 1028     | 家原寺2号線 | 西区家原寺町1丁目34番4地先<br>西区家原寺町1丁目29番地先 |        |    |



堺市告示第342号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように決定して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦覧に供する。

令和5年9月8日

堺市長 永 藤 英 機

- |   |             |          |
|---|-------------|----------|
| 1 | 道路の種類       | 市道       |
| 2 | 路線名         | 別紙調書のとおり |
| 3 | 敷地の幅員及びその延長 | 別紙調書のとおり |
| 4 | 供用開始の区間     | 別紙調書のとおり |

## 市道路線区域決定調書

| 整理<br>番号 | 路線名       | 起<br>終<br>点                          | 敷地の  |        | 備考 |
|----------|-----------|--------------------------------------|------|--------|----|
|          |           |                                      | 幅員m  | 延長m    |    |
| 7355     | 草尾94号線    | 東区草尾368番12地先<br>東区草尾372番地先           | 4.70 | 47.31  |    |
| 565      | 丈六39号線    | 東区丈六332番8地先<br>東区丈六332番3地先           | 4.70 | 28.68  |    |
| 7972     | 日置荘西216号線 | 東区日置荘西町7丁545番5地先<br>東区日置荘西町7丁689番1地先 | 4.70 | 49.63  |    |
| 738      | 鳳西99号線    | 西区鳳西町2丁305番8地先<br>西区鳳西町2丁305番10地先    | 4.70 | 14.02  |    |
| 7599     | 金岡326号線   | 北区金岡町2187番3地先<br>北区金岡町2187番9地先       | 4.70 | 25.42  |    |
| 1288     | 土塔213号線   | 中区土塔町39番21地先<br>中区土塔町39番15地先         | 5.70 | 61.22  |    |
| 1289     | 土塔214号線   | 中区土塔町90番9地先<br>中区土塔町90番5地先           | 4.70 | 45.90  |    |
| 7356     | 草尾95号線    | 東区草尾301番12地先<br>東区草尾301番4地先          | 6.70 | 101.98 |    |
| 564      | 丈六38号線    | 東区丈六317番5地先<br>東区丈六322番5地先           | 6.70 | 77.95  |    |
| 1063     | 浜寺元53号線   | 西区浜寺元町6丁893番5地先<br>西区浜寺元町6丁893番1地先   | 4.70 | 21.51  |    |

公 告

堺市公告第546号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年9月8日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 落札に係る調達物品等の名称及び数量  
堺市市有施設に係る太陽光発電設備等の賃貸借 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地  
環境局カーボンニュートラル推進部脱炭素先行地域推進室  
堺市堺区南瓦町3番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和5年7月20日
- 4 落札者の氏名及び住所  
みずほ東芝リース株式会社  
代表取締役 丸山 伸一郎  
東京都港区虎ノ門1丁目2番6号
- 5 落札金額  
¥209,000—（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）（月額）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

令和5年6月9日

~~~~~

堺市公告第547号

堺市環境影響評価条例（平成18年条例第78号）第41条第3項の規定に基づき、事後調査の結果を記載した報告書（以下「事後調査報告書」という。）の提出があったので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年9月8日

堺市長 永 藤 英 機

1 事業者等の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

三井不動産株式会社

代表取締役社長 植田 俊

東京都中央区日本橋室町2丁目1番1号

2 対象事業の名称、種類及び規模並びに対象事業実施区域

(1) 名称

（仮称）堺市美原区黒山東計画

(2) 種類及び規模

ア 種類

堺市環境影響評価条例別表第20号に掲げる道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設の新設の事業

イ 規模

駐車台数 約3,050台

(3) 対象事業実施区域

堺市美原区黒山地内

3 関係地域

堺市美原区

4 事後調査報告書の写しの縦覧の場所、期間及び時間

(1) 場所

堺市環境局環境保全部環境共生課

堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館4階

## (2) 期間

令和5年9月8日（金）から令和6年3月8日（金）まで  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

## (3) 時間

午前9時から午後5時30分まで

~~~~~

## 堺市公告第548号

南部大阪都市計画地区計画の決定の案の作成に当たり、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する予定であるので、堺市都市計画公聴会要綱（平成15年制定）第3条の規定により公告する。

なお、同要綱第4条の規定に基づく公述の申出がないときは、公聴会は、開催しないものとする。

令和5年9月8日

堺市長 永 藤 英 機

## 1 都市計画の原案の名称

南部大阪都市計画地区計画の決定

## 2 都市計画の原案の概要

| 名 称              | 位 置         | 面 積    |
|------------------|-------------|--------|
| (仮称) 石原町二丁地区地区計画 | 堺市東区石原町二丁地内 | 約4.5ha |

## 3 公聴会の開催を予定する日時及び場所

(1) 日時 令和5年10月6日（金）午前10時00分から

(2) 場所 堺市堺区南瓦町3番1号

堺市役所本館3階 第2会議室

## 4 公述申出書に関する事項

(1) 公述申出手続

公聴会で意見を述べることを希望する者は、都市計画の原案の名称、住所、氏名、

電話番号、意見の要旨等を記載した公述申出書を持参又は郵送により提出すること。

なお、公述人が意見を述べることができる時間は、1人30分以内とする。

(2) 提出先

堺市建築都市局都市計画部都市計画課

所在地：〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

電話：072-228-8398

(3) 提出期限

令和5年9月25日（月）（必着）

5 傍聴に関する事項

(1) 傍聴手続

公聴会を傍聴しようとする者は、都市計画の原案の名称、住所、氏名、電話番号及び傍聴を希望する旨を記載して、はがき又は電子メールにより申し出ること。（先着順）

(2) 申出先

ア はがきによる場合

郵送先：〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

堺市建築都市局都市計画部都市計画課

イ 電子メールによる場合 tokei@city.sakai.lg.jp

(3) 申出期限

令和5年9月25日（月）（必着）

(4) 傍聴者の定員

10人

6 都市計画の原案の概要等の掲示場所及び掲示期間

(1) 掲示場所

市政情報センター（堺市役所高層館3階）、各区役所市政情報コーナー及び都市計画課（堺市役所高層館16階）

(2) 掲示期間

令和5年9月8日から同月25日まで

~~~~~

堺市公告第549号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年9月8日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域  
堺市中区東八田258番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪市都島区東野田町四丁目15番82号  
株式会社N T T西日本アセット・プランニング  
代表取締役 盛山 弘一

~~~~~

堺市公告第550号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年9月8日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域  
堺市中区土師町五丁332番1及び332番2の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府藤井寺市御舟町2番42号  
牧主都市開発株式会社  
代表取締役 牧主 知幸

上下水道局公告



堺市上下水道局公告第125号

堺市指定給水装置工事事業者から指定給水装置工事事業者廃止届出書が提出されたので、堺市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局管理規程第6号）第7条第3号の規定により、次のとおり公告する。

令和5年9月8日

堺市上下水道事業管理者 森 功 一

|           |                              |
|-----------|------------------------------|
| 指 定 番 号   | 第1518号                       |
| 廃 止 年 月 日 | 令和5年7月27日                    |
| 事業者の名称    | 笹木 直樹                        |
| 事業者の住所    | 大阪市都島区高倉町1丁目11番19号 樋口ハイツ301号 |
| 事業所の名称    | 水道レスキューセンター                  |
| 事業所の所在地   | 大阪市都島区高倉町1丁目11番19号 樋口ハイツ301号 |